

感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立・  
質の高い経済社会の構築等を支える  
地方行財政基盤の確保

---

令和2年12月4日  
武田議員提出資料

# 地方行財政基盤の確保

## 重要課題への対応

- 地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立、質の高い経済社会の構築、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に対応できるよう、適切に地方財政措置。

**【地域のデジタル化の推進】** 住民サービスの向上や地域経済の活性化等を図るため、デジタル人材を確保しつつ、地域におけるデジタル化の取組を集中的に推進

**【防災・減災、国土強靱化の推進】** 激甚化・頻発化する災害への対応のため、対策をより一層強化(下図参照)

### 緊急防災・減災事業債等の取扱い

- ・ 緊急防災・減災事業債は、地方団体の取組状況等を踏まえ、延長の方向で検討



- ・ 緊急自然災害防止対策事業債は、「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」の動向等を踏まえ、適切に対応

### 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

- ・ 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、地方財政措置を拡充する方向で検討  
(緊急浚渫推進事業債の対象施設の追加等)



### ダムの洪水調節機能の強化

- ・ 都道府県が管理する二級水系等に設置されたダムの事前放流に伴う損失補填に対して新たに地方財政措置



## 令和2年度の税収減などへの対応

- 感染症の影響により地方税収等は大幅に減少するおそれがあるなど、地方財政は例年にも増して厳しい状況。地方団体の資金繰りに支障が生じないように引き続き適切に対応。
  - ・ 地方債の公的資金の増額確保    ・ 地方税の減収を補填する地方債の対象の拡充の検討 等
- 地方交付税の法定率分などが減少する場合には、地方団体の財政運営に支障が生じないように適切に対応。

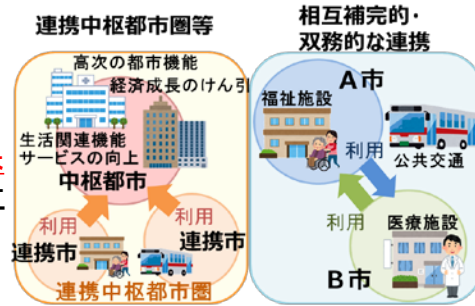
## 令和3年度の一般財源総額の確保

- 地方団体が、安定的に行政サービスを提供しつつ、上記の重要課題に取り組めるよう、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、一般財源総額をしっかりと確保。
- 特に、地方交付税については、本来の機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

# 地方行財政改革の推進

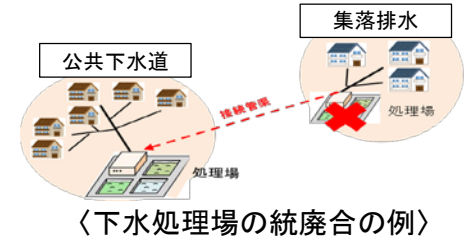
## 多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため **連携中枢都市圏をはじめ、地方団体間の多様な広域連携を推進**
- その前提となるそれぞれの地域における長期的・客観的な **地域の変化・課題の見通し**（「地域の未来予測」）の作成について **具体的な分野・指標等を** 総務省から **今年度中に提示**
- 「地域の未来予測」を踏まえ、 **広域連携により生活機能を確認** しようとする際に、関係市町村に発生する需要に応じ、適切な **地方財政措置を検討**



## 公営企業の経営改革の推進

- 全ての公営企業に **経営戦略の策定を要請**するとともに、各事業の特性に応じ、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化などの **抜本的な改革の取組を推進**
  - ・ 令和2年度末までに9割超の事業が経営戦略を策定予定
  - ・ 令和元年度に277件の抜本的な改革の取組実施
- **水道・下水道事業**について、持続的な経営を確保するため、全ての都道府県に対し、令和4年度までに広域化に係る計画策定を要請するなど、 **広域化の取組を推進**
- **公営企業会計の適用や経営改善等**に積極的に取り組む地方団体に対する **アドバイザー派遣による支援制度を創設**



## 公共施設等の適正配置・老朽化対策等の推進

- **公共施設等総合管理計画**について、策定が進む個別施設計画の内容等も踏まえ、 **令和3年度までの見直し**（**将来的な維持管理経費の見込みの記載等**）を要請
- 見直しの推進のため、 **地方財政措置の拡充等**を検討
- **公共施設等適正管理推進事業債等の活用**を通じ、 **集約化・複合化、長寿命化**などの取組をさらに推進

＜公共施設等適正管理推進事業債などを活用した取組件数＞

- ・ 集約化・複合化：H27③3 → R1②55
- ・ 長寿命化：H29⑧27 → R1③,012
- ・ 除却：H27⑨8 → R1①,111

## 「見える化」の推進

- **地方公会計**について、各地方団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、比較可能な形で公表。また、財務書類の作成・活用の促進等のため **アドバイザー派遣による支援制度を創設**
- **基金の残高や増減理由など**について、比較可能な形で公表
- 平成30年度決算に係る **地方単独事業(ソフト)**について、 **試行調査を実施し、結果を公表**
- **公営企業会計の適用**について、下水道・簡易水道事業を中心に、 **人口3万人未満の団体も含め推進**

＜公営企業会計適用取組状況＞（H27.10.1→R2.4.1）

団体の区分	下水道	簡易水道
人口3万人以上	79.0% → 100%	80.3% → 98.4%
人口3万人未満	16.4% → 66.7%	37.6% → 69.1%

※ 「適用済」又は「適用に取組中」の団体の割合

## 資料1-1 P2「社会資本整備」「2.重点課題」「(2)公共サービスの広域化・民間活用」

## 【地方公共団体におけるPPP/PFIの導入推進について】

- 地方公共団体におけるPPP/PFIの導入推進は、効率的・効果的な公共施設等の整備の観点から必要と考える。
- 導入実績のない団体の大半は小規模団体である一方、内閣府によると、これまで優先的検討規程の策定を要請してきた人口20万人以上の団体の3分の1程度は導入実績がないことから、まずはそれぞれの要因等を分析し、必要な対応を促すことが必要。引き続き、内閣府PPP/PFI推進室と連携し、総務省として必要な取組を進めていく。

## 資料1-1 P3「地方行財政」「1.基本的考え方」

## 【今後の地方財政について】

- 地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立、質の高い経済社会の構築、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、歳出改革について国の取組と基調を合わせて取り組むとともに、一般財源の総額をしっかりと確保。

## 資料1-1 P3「地方行財政」「2.重点課題」「(1)デジタル時代の地方財政の仕組み」

## 【自治体情報システムの標準化について】

- 自治体情報システムの標準化・共通化に関しては、まずはデジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日 閣議決定)において定められている17業務について、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を目指し、関係府省と連携して取り組んでいる。
- また、本年7月に閣議決定された骨太の方針において、財源面を含め、国が主導的な支援を行うこととされていることを踏まえ、自治体に対する財政支援についても、関係府省と連携して検討を進めている。

## 【自治体DX計画について】

- 「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」には、17業務の情報システム標準化に伴う業務プロセス見直しや手続オンライン化などに関する地方自治体における取組みの指針及び国による支援策を記載予定。

## 資料1-1 P3「地方行財政」「2.重点課題」「(1)デジタル時代の地方財政の仕組み」

## 【地方財政計画と決算の比較について】

- 地方財政計画と決算の関係については、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で、これまでも公表。  
※ 平成25年度から平成29年度にかけては、決算が計画を0.8～2.1兆円程度上回っている状況。
- 地方財政計画は、国が地方団体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であり、国の毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図った上で作成されるもの。
- 各地方団体の決算については、総務省において統一的な基準で調査。その上で、各地方団体が、実施事業の効果等について議会や住民に対して説明責任をより適切に果たせるよう、総務省においては、地方団体が作成した財務書類から得られる情報について類似団体間の比較等が可能な形で公表。

## 【財務情報の取りまとめ】

- 総務省としては、全地方団体への地方公会計の普及に取り組んできたところであり、今後、地方団体が可能な限り早期に財務書類を作成できるよう、各地方団体の優良事例の周知などにより、更なる取組を促進。

## 資料1-1 P4「地方行財政」「2.重点課題」「(1)デジタル時代の地方財政の仕組み」

## 【地方単独事業(ソフト)の状況の把握】

- 地方単独事業(ソフト)の状況については、平成30年度決算分について、趣旨・目的が共通する歳出区分を設定して試行調査を行い、本年9月に取りまとめ公表。
- 地方団体からは、本調査に関する様々な課題が示されており、今後、これらを踏まえつつ、地方単独事業(ソフト)の「見える化」を推進。

## 【公営企業のデジタル化について】

- 各公営企業におけるデジタル化に向けた取組については、国土交通省や厚生労働省など事業所管省庁が中心となって推進しており、総務省としても地方財政措置を講じるなどその取組を支援。

## 資料1-1 P4「地方行財政」「2.重点課題」「(2)多様な広域連携の実現」

### 【多様な広域連携について】

- 隣接していない自治体間の連携については、住民の生活圏等に基づき、核となる都市と近隣市町村による多分野の連携のプラットフォームとして進めている「連携中枢都市圏」や「定住自立圏」とは異なる。総務省及び関係省庁の地域間連携を考慮して支援を行っている補助金等により、事業単位で支援することが適当。